特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

C N K



第1回 2013年10月号 KCCN理事長

高嶌 英弘

「KCCN ニュース」をはじめるにあたって

皆さんこんにちは。理事長の高嶌です。

現在、KCCNには、100名を超える会員の皆さんがおられますが、私を含め、理事会や事務局のメンバ ーと会員の皆さんが直接お会いしてお話しできる機会は、例会や総会に限られています。

また、例会や総会には必ずしも全員が参加できるわけではありませんので、KCCN の活動状況が、会員 の皆さんに充分に伝わってこなかった面 があります。

しかし、適格消費者団体制度の本来の趣旨は、会員の皆さんを含めた市民の声を受けて、団体が直接に 企 業活動をコントロールするという点にあります。

この趣旨からすれば、「いま、理事会のメンバーが何を考えてどんな活動をしているか」を会員の皆さん に随時お伝えすることもまた、理事会の 重要な役割であると思われます。

そこで、今月の理事会において、理事と事務局が随時 KCCN の活動状況をお伝えするとともに、最近 の 消費者法の動きや団体活動と関係する裁判例などのトピックを情報提供していく目的で、MLに「KCCN ニュース | を配布させて頂くことになりました。今後、これをもとにして、皆様から様々なご意見やご批 判を賜れればと考えております。よろしくお願いします。

第 1 回 KCCN ニュース

皆様もご承知の通り、集団的消費者被害の救済に向けた制度の実現が、目の前に迫っています(この制 度 の概要はココ→http://www.caa.go.jp/planning/index14.html)。

この制度が実現すれば、適格消費者団体の業務は消費者被害の回復にまで拡大されることになり、その 社会的な意義は、さらに大きくなります。

さて、この制度が重要であることはいうまでもありませんが、実は、今年の6月にひっそりと成立した 「食品表示法」の中にも、適格消費者団体の業務拡大につながる、かなり重要な制度が含まれています。

この法律は、これまで食品衛生法や日本農林規格法などに分散しておかれていた食品表示規制を一元化 するとともに、表示内容と表示方法を統一するための新法です。この法律は、今年6月に公布され、2年 以内に施行されます。

日経新聞の記事はこちら→http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG20048 R20C13A6CR0000/

- この法律の概要説明はこちら→http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_gaiyo.pdf
- この法律の条文はこちら→http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_houritsu.pdf

このように、同法の主眼は食品表示規制の統一にある訳ですが、表示規制にとどまらず、本法には適格 消費者団体の業務拡大につながる非常に重要な規定が置かれています。

同法 11 条は、著しく事実に相違する表示がなされていたり、そのような表示がなされるおそれがある場合、適格消費者団体に、差止請求権を付与しているのです。

条文を見ておきましょう。

11条「…適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行った旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。」

ただし、表示規制の内容は、同法4条によって大枠が示されるにとどまっており、具体的な規制内容 は、 内閣府令によって具体化されることになります。従って、この法律を実効性のあるものにするためには、 今後の動向をしっかりとチェックする 必要があります。

そこで、先に ML でお知らせしましたように、2013 年 11 月の例会において、副理事長の坂本さん から、上記食品表示法の概要および KCCN がこの制度をどのように活用できるかをお話しして頂くことになりました(10 月 11 日午後 6 時 30 分~、 於:京都司法書士会館 3 階)。



食品表示は、衣食住に関連する法規制のうち、最も身近でかつ重要であると言っても過言ではありません。 今後の生活や消費者相談にも密接に関連する事項ですので、会員の皆様におかれましてはぜひご参加頂き、 今後の KCCN 活動のあり方をとも に考える機会にすることができれば、と考えています。